

東京大学大学院新領域創成科学研究科海洋技術環境学専攻 助教 募集要項

- 1.職名及び人数 : 助教 1名
- 2.求める人材像 : 本専攻は、世界的に逼迫しつつあるエネルギー・資源・食料の確保や温暖化など地球規模の環境問題の解決に、海洋が重要な役割を果たしうることを踏まえ、海洋を環境と調和させながら大規模に利用するための教育研究を推進しています。海洋利用システム学講座では海洋再生可能エネルギーによる発電システムや海洋資源の高効率開発システム、船舶や海洋機器システムの脱炭素化・自動化が、海洋環境創成学講座では二酸化炭素の海洋貯留技術、海洋物理場の観測・予測、海洋環境影響評価が主な研究テーマとなっています。応募者の専門分野における研究活動を深化・進化させながら、専攻で実施している研究活動や海洋利用・環境に関する研究を発展させることに関心と熱意をもって取り組む若手人材を期待しています。
- 3.契約期間 : 2023年9月1日以降のできるだけ早い時期から5年
- 4.更新の有無 : 更新する場合があります。ただし、更新は1回限りとし、更新の場合の任期は最大5年とする。更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
- 5.試用期間 : 採用された日から6月間
- 6.就業場所 : 大学院新領域創成科学研究科（千葉県柏市柏の葉5-1-5）
- 7.所属 : 大学院新領域創成科学研究科 海洋技術環境学専攻
- 8.業務内容 : 1) 海洋技術環境学分野における研究
2) 海洋技術環境学専攻の教育補助および大学院生の研究指導補助
- 9.就業時間 : 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
- 10.休日 : 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 11.休暇 : 年次有給休暇、特別休暇 等
- 12.賃金等 : 学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
- 13.加入保険 : 文部科学省共済組合、雇用保険に加入
- 14.応募資格 : 1) 博士の学位を取得済みの方
2) 当専攻の教育と運営に意欲をもって取り組める方
3) システム工学、流体力学、材料力学、機械工学、熱力学、計算力学、制御工学、計測工学、電気工学、電子工学、情報学、人工知能、ロボティクスなどの専門を深めつつ、当専攻の海洋利用システム学講座または海洋環境創成学講座を構成するいずれかの分野の研究に活用し、その分野を発展させることができる方
4) 前項に記載の専門分野で独創的な研究実績と構想を有すること
5) 大学院および学部教育と研究指導の補助業務に意欲をもって取り組める方
- 15.提出書類 : 1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
2) 研究業績目録（査読付原著論文、総説、著書、受賞歴、外部資金獲得状況、その他、

に分けること)

3) 主要論文3編

4) これまでに行ってきた教育・研究の概要(1,000字程度)

5) 今後の教育や研究に対する構想・抱負(1,000字程度)

6) 応募者について参考意見を伺うことができる人(2名)の氏名および連絡先

16.提出方法 : 上記書類の電子ファイルを1つのpdfファイル(ファイル名は応募者氏名)にまとめ、以下のURLにアップロードすること。

https://go.k.u-tokyo.ac.jp/gsfsother_20230512_AssProf

※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

17.応募締切 : 2023年5月12日(金)必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。

18.問い合わせ先 : 〒277-8561 千葉県柏市柏の葉5-1-5

大学院新領域創成科学研究科海洋技術環境学専攻 専攻長 村山英晶

TEL: 04-7136-4043 e-mail: murayama@edu.k.u-tokyo.ac.jp

19.募集者名称 : 国立大学法人東京大学

20.受動喫煙防止 : 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)

の状況

21.その他 : 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。